

アメリカへ輸出する際の 注意事項



▶ 輸入禁制品

肉類・フルーツ・野菜

対象品目：肉・肉類を含むあらゆる加工食品、特に食肉エキスを含んだ食品や果物、野菜類

- ▶ 牛肉、及び牛肉エキスを含んだ食品は**食品衛生**や**動植物防疫の観点**から、輸入が禁止されています。

<主管省庁、機関> 動物検疫所 (APHIS) 等

<http://www.aphis.usda.gov>

- ▶ 牛肉以外の肉類、及び食品については条件により、輸入が許可される場合もあります。

▶ 現地において確認が必要とされる主な項目および規制

食品・食器類

対象品目：輸入禁制品以外の食品全般、電子レンジのような食品機器および食器類全般。

- ▶ 個人輸入の場合でも、輸出者が個人でなく企業の場合などには確認が必要です。
米国内の消費者に対する安全の確保や米国外からのテロ行為を防ぐため、上記禁制品目以外の**食品全般**および**食品関連品目**が規制されています。
- ▶ 出荷前に**食品医薬品局 (FDA)**へ**事前登録**(Prior Notice =PN)が必要なことや、バイオテロ法や食品安全強化法などの厳しい規制があります。詳しくは外務省のホームページから参照できます。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/bio_errro.html
または、米国主管省庁、機関 FDA のホームページから直接参照下さい。 <http://www.fda.gov/>

医薬品

対象品目：FDAによる販売許可のない医薬品・処方薬。

- ▶ 米製薬会社が製造し許可取得済みの医薬品を製造元以外の者が米国内へ逆輸入することは禁じられています。
ただし、認可済みでない処方薬でも個人使用の目的で持ち込む場合は、次のすべての条件を満たせば3ヶ月分まで持ち込みが可能です。
 - ・米国内では効果的治療法がない為、他国より持ち込まれる医薬品であること
 - ・米国内で商標目的で流通させないこと
 - ・予測不可能な危険性がないこと
 - ・当該の医薬品が患者の治療のためだけに使用されることを宣誓すると同時に、その患者の治療を担当する米国内の医師免許保持者の氏名・住所を報告する、もしくはその医薬品の服用(投与)が米国外で始まり、米国入国時もつづけるなければならないことを証明する宣誓書を提出する
- ▶ 出荷前に輸入者による**FDA**への**事前登録**が必要です。
<主管省庁、機関> 食品医薬品局 (FDA)
<http://www.fda.gov/>

化粧品

- ▶ アメリカの輸入業者は輸入申告書(entry notice)・通関保証(entry bond)を米国税関国境警備局(Customs and Border Protection)へ提出する必要があります。

<主管省庁、機関> 食品医薬品局(FDA)
<http://www.fda.gov/>

下記の原料は安全性の面から成分規制を受けています。
 必ず詳細の確認が必要です。

- ▶ 禁止されている原料
 クロロホルム、塩化ビニル等7成分に加え、牛(蓄牛)由来の原料配合

※ヘキサクロロフェン、水銀化合物、日焼け防止剤の3成分は配合が制限されています。(日焼け防止剤に関しては、配合目的が日焼け防止ではなく製品の变色防止のためであれば使用可。ただしその目的をラベルに記載しなくてはならない)

土、樹木、木の片辺、種子

- ▶ 植物防疫法及びミツバチ法に基づき、有害生物拡散防止と絶滅危機種保護の為、輸入を規制されています。

- ▶ 品目によっては、許可が必要です。

<主管省庁、機関> 米国農務省(USDA)
www.aphis.usda.gov

木製品(木を加工したもの)

- ▶ レイシー法に基づき、不法に伐採された木材や木材を使った製品の取引を防止する為、輸入の際に申告が義務化されています。

- ▶ 植物、および植物製品の申告書が必要です。

<主管省庁、機関> 米国農務省動植物検疫局(APHIS)
www.aphis.usda.gov

アルコール飲料(酒類)

対象品目: ビール、ワイン、蒸留酒

- ▶ 日本酒に関してはビール同様の規制、容器のラベルはワイン同様の扱いを受けます。
- ▶ 連邦酒類管理法(Federal Alcohol Administration Act=FAA Act)により米国で販売する場合はライセンス(Federal Importers Basic Permit)が必要です。

- ▶ 食品同様、出荷前に輸入者によるFDAへの事前登録が必要です。

<主管省庁、機関> 酒類タバコ税貿易管理局(TTB)
<http://www.ttb.gov/itd/impreq.shtml>

電波・周波数に関する家電

対象品目: 携帯電話を含む各種通信機器等

- ▶ 米国内で販売するためには、電波規則の関連により、連邦通信委員会(Federal Communications Commission=FCC)の規格認証が必要です。

<主管省庁、機関> 連邦通信委員会(FCC)
<http://www.fcc.gov/>

▶ その他注意点



【必要書類項目、規制事項を満たさない場合、アメリカ税関にて差し止め、品物の没収、破棄および返送となる可能性があります。】

※地域により、条件・規制等が一部異なる場合があります。

※上記記載項目以外にも禁止・規制品や輸送上の規制がある場合があります。

※掲載情報につきましては十分に注意して掲載しておりますが、全てが最新で、かつ、当該サイトにアクセス頂いた時点において、その内容が実効性を保有していることを保証するものではありません。当情報が原因にて、発生した損害につきましては、弊社では責任を負いかねますのでご注意ください。(掲載情報取得日:2012.12.26)